

第5節 推進体制

(1) 地域内推進体制・庁内推進体制

◆ 地域内推進体制・庁内推進体制の考え方 ◆

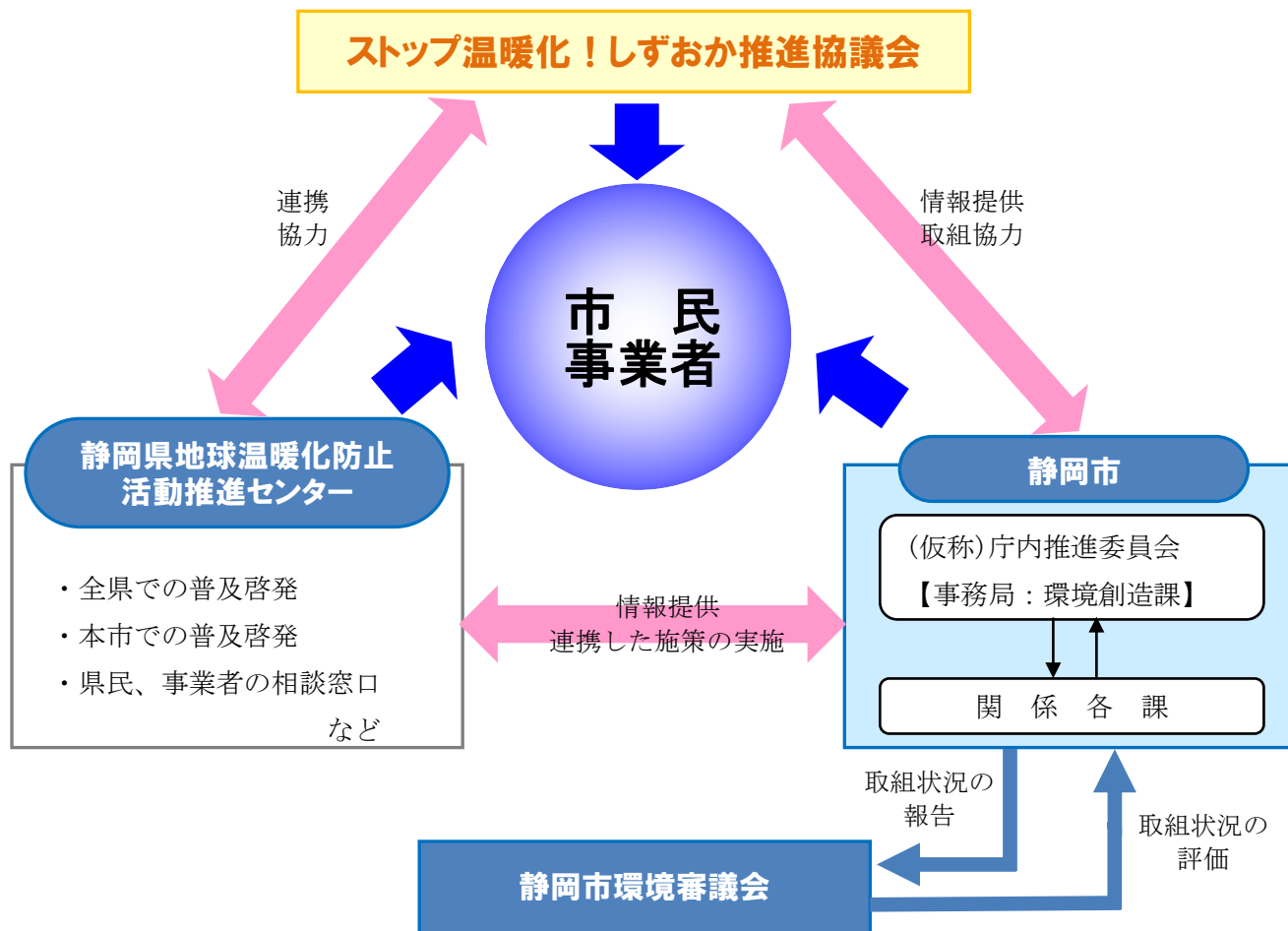
◆この計画は、静岡市域全体を対象としているため、市民、事業者、行政がそれぞれの**役割分担**のもと、**相互に連携**し対策に取り組んでいく必要があります。

◆**計画の取組状況の確認**にあたっては、市民、市民団体、事業者、各行政機関によって構成された「**静岡市環境審議会**」が行います。

◆また、より幅広い方々との連携を図るため、市民、事業者の代表者からなる「**ストップ温暖化！しずおか推進協議会**」や静岡県知事が指定する「**静岡県地球温暖化防止活動推進センター**」にも情報提供などを行い、**静岡市が一丸**となって取り組んでいきます。

◆**市役所内部における体制**については、計画に掲げる各種施策に係る関係各課の取組状況を把握するため**委員会を組織**し、計画の着実な推進を図っていきます。

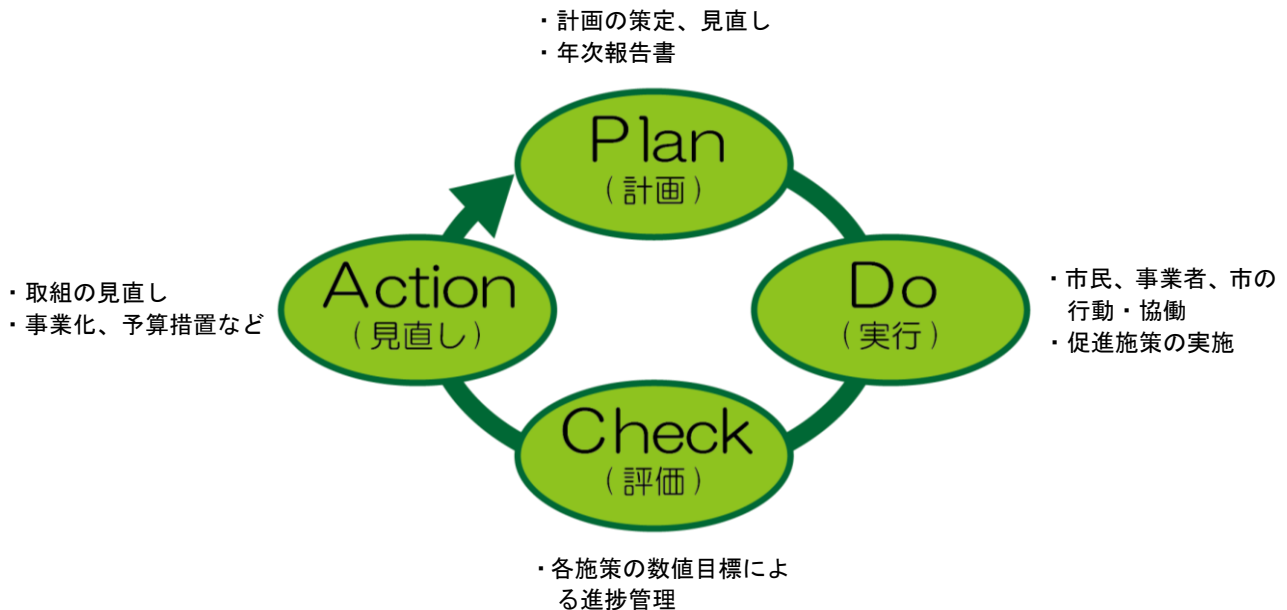
【地域内及び庁内推進体制イメージ】



(2) 計画の進行管理

(2)-1 PDCA サイクル

この計画に基づく施策の着実かつ効果的な推進を図るため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルを基本とした進行管理を行います。



(2)-2 点検方法と進捗状況の公表

毎年の点検は、各施策に設けた「目標数値」を用いて、施策の進捗状況を確認します。

「市域内」や「市役所が実施する事業」から排出される温室効果ガス排出量についても毎年算定を行い、計画の進行管理を行います。

進捗状況は、ホームページなどで公表するなど、市民や事業者などに対しても情報を公開していきます。